施設使用料における営利目的・非営利目的の判定について

施設使用料は、営利目的と非営利目的で異なります。
どちらの料金表を適用するかは、使用者登録や使用申請の際に、詳しくヒアリングをし、「使用者の属性」と「使用目的や内容」により当施設が判定いたします。
なお、使用許可後に非営利判定から営利判定に変更になった場合は、追加納付が必要です。
施設使用料金等は、公式 Web サイト等でご確認ください。

使用者の属性	使用目的や内容	判定
①営利団体： 株式会社、合名会社、合同会社、 合資会社、有限会社 など ②個人事業主等 個人事業主等で構成する任意団体 が主催する場合を含む ③個人活動で収入を得ている または任意団体で収入を得ている 例えば 教室/私塾/美容関係/整体師 芸術関係(ピアニスト、画家 など) 士業（弁護士、税理士 など） フィナンシャルプランナー インストラクター/コンサルタント ネットワークビジネス　等々	Ⓐ販売、販売促進、営業、広告、勧誘行為等がある催事 例えば 商品展示/商品説明/商品発表/無料体験 無料相談	営利目的
	Ⓑ販売、販売促進、営業、広告、勧誘行為等がない催事 例えば 会議/研修会/講演会/セミナー/総会/大会 発表会/採用面接/控室 ※チャリティイベントでも会社名義で開催される場合は営利目的となります。 ※生業に関連する催事内容（無料セミナー）は営利目的となります。例えば、フィナンシャルプランナーの知識を生かして人の役に立つため、無料セミナーを開催する場合は営利目的です。	営利目的
④非営利団体： 行政、学校法人、社会福祉法人、 特殊法人(日本郵政、JR、NEXCO 等) 公益法人、NPO 法人、医療法人、 協同組合、事業組合、労働組合、 宗教法人、政党 財団法人(非営利型) 社団法人(非営利型)　など ⑤非営利で社会貢献活動や慈善活動を行うボランティア団体や市民団体、任意団体 など ⑥サークル、部活 ⑦個人活動 ※生業や収入を得ている活動と直接かつ間接的に無関係な活動であること。	Ⓒ販売や営業、広告、勧誘などの営利行為を行う場合は営利目的と判定する場合があります。 Ⓓ①～③の団体や個人と共催する場合、営利目的と判定する場合があります。	営利目的
	【注意】 非営利目的の団体や個人であることが分かるもの（法人の定款、団体規約、団体構成員、過去の活動 等）の提出が必要です。	非営利目的

※上記表に拠らない場合があります。
※使用当日、使用目的や内容等を確認するため、職員が貸施設内に立ち入る場合があります。